

P T A 規 約

都立国際高等学校 P T A 規 約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は東京都立国際高等学校 P T A といい、事務所を同校内におく。

(会員)

第2条 本会の会員は、本校生徒の保護者及び本校の教職員とする。保護者の入会については、入会申し込み書の提出をもってする。

(目的)

第3条 本会は、会員の理解と協力により、本校教育の充実・発展に寄与すると共に、会員の教養の向上および相互の親睦を図ることを目的とする。

(方針)

第4条 本会は、前条の目的にそって活動するが、学校の人事・運営には干渉しない。また、営利的・政治的・宗教的活動は一切しない。

(事業)

第5条 本会は、その目的達成のため、以下のような事業を行う。

1. 本校の教育の充実に関わること。
2. 会員・生徒の福利・厚生に関わること。
3. 会員相互の親睦に関わること。
4. その他、本会の目的達成のために必要なこと。

第2章 役員等の構成

(構成)

第6条 本会には、つぎの役員・監査および参与をおく。
※ただし、学校の組織変更が行われた際にはそれに準ずる。

1. 会長 保護者1名
2. 名誉会長 校長
3. 副会長 保護者3名以内と副校長
4. 書記 保護者3名以内
5. 会計 保護者3名以内
6. 総務 保護者3名以内
7. 監査 保護者2名と経営企画室長
8. 参与 教員数名

ただし、保護者による役員及び監査の総員は13名以内とする。

(任期)

第7条 前条のうち、教職員を除く役員および監査の任期は1年とし、同一役職については、3年（ただし、会長、会計、監査は2年）を限度として再任を妨げない。

第3章 役員等の任務と選出

(任務)

第8条 役員・監査の任務は、次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務全般の指揮にあたる。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等のある時は、その任務を代行する。
3. 書記は、運営委員会などの議事の記録にあたる。
4. 会計は、本会会計の事務を行う。
5. 総務は庶務事務を行う。
6. 監査は、本会の会計を監査する。

(選出)

第9条 第6条のうち、保護者が務める役員・監査の選出は、次の通りとする。

1. 候補者選出のため、特別に推薦委員会を設置する。
2. 推薦委員会の構成については、別途細則で定める。
3. 推薦委員の氏名は、会員に発表しなければならない。

(教職員)

第10条 第6条のうち、教職員が務める役員・参与は次の通りとする。

1. 名誉会長 校長がその任にあたる。
2. 副会長 副校長がその任にあたる。
3. 監査 経営企画室長がその任にあたる。
4. 参与 主幹教諭・総務主任および各学年主任がその任にあたる。

(兼務)

第11条 役員・監査の兼務は、これを認めない。

(欠員)

第12条 年度の途中で保護者が務める役員・監査に欠員が生じた場合は運営委員会の協議によってこれを補う。

第4章 機関とその役割

(機関)

第13条 本会には、次の機関をおく。

1. 総会
2. 運営委員会
3. 役員会
4. 常設委員会

(総会)

第14条 総会は、最高の議決機関であり、定期総会は、年度の早期に開催し、次のことを行う。

1. 役員・監査人事の承認。
2. 予算・決算および事業計画の審議と承認。
3. 本会規約の改正、その他必要な事項や議案の審議と承認。

第15条 総会の運営は、次の通りとする。

1. 総会は、委任状を含めて、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
2. 議長は、出席会員の中から選出する。
3. 議決は、出席会員の過半数の賛成を必要とする。

第16条 必要ある場合、臨時総会を開くことができる。

(運営委員会)

第17条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関である。

第18条 運営委員会の構成は、次の通りとする。

1. 本会の役員・参与
2. 常設委員会の正・副委員長
3. (第22条にいう) 特別委員会の正・副委員長
4. 審議事項に関係する教職員

第19条 運営委員会は、次の事項を審議する。

1. 総会に提出する議案書。
2. 常設委員会が立案した事業計画。
3. 特別委員会設置に関する事項、およびその活動計画。
4. 役員・監査・委員長等に欠員が生じた場合の補充。
5. その他、細則の決定など、本会の運営上必要な事項。

(常設委員会)

第20条 常設委員会には、学年、文化、広報、国際交流、卒業対策、ウェブサイトの各委員会があり、その構成については、細則で定める。

第21条 常設委員会の任務は、次の通りとする。

1. 学年委員会は、学級・学年の運営に協力し、教職員と保護者、あるいは保護者相互の連絡・協調に努める。また会員・生徒の福利・厚生に関する事業を行う。
2. 文化委員会は、会員・生徒の教養の向上に関わる事業を行う。
3. 広報委員会は、広報誌の発行等を行う。
4. 国際交流委員会は、会員・生徒の国際交流を中心とした事業を行う。
5. 卒業対策委員会は、卒業時に祝う会等の(生徒への)サポート事業を行う。
6. ウェブサイト委員会は、電子化を通じて会員間等のコミュニケーションを企画推進する。

第22条 必要に応じて特別委員会を置くことができる。

(役員会)

第23条 役員会は、第6条にいう保護者役員で構成され、運営委員会の議事を事前に整理する。その会には、必要に応じ、監査・副校長も参加する。

(会の招集)

第24条 総会および運営委員会の招集は、原則として会長が行う。

(名誉会長)

第25条 名誉会長は、会務の全般にわたり、学校との調整をはかるため、各会議に出席し、本会の活動の企画・運営に関して意見を述べ、相談に応ずるものとする。

第5章 会計

第26条 PTA会費の金額は、総会の承認を得て決定する。

第27条 会費は、一家庭4,000円とする。徴収時期については、年度当初とし、年度途中の留学、休学、退学等による返還はしない。年度途中に入学した場合、また、留学、休学から復学した場合には、当該年度の会費全額を徴収する。ただし、事情によっては、これを減免することができる。なお、3年生保護者に対しては、「卒業を祝う会」の会費をPTA会費として、生徒一人あたり3,500円を上乗せして徴収する。

第28条 本会の経費は、会費・その他の収入をもってこれに充て、総会で承認を受けた予算をもって執行する。

第29条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、4月1日から総会までは暫定予算を設けることができる。

第6章 補 則

(個人情報の取り扱い)

第30条 本会の活動を通じて取得した生徒、会員及び会員の家族等に関する個人情報については、本会の活動のみに利用しこれ以外での利用を禁止する。また、その取扱い及び管理については、本会により取り扱いの権限を与えられた会員のみがこれを行う。

(規約の変更)

第31条 本会規約の変更は、運営委員会の審議を経て、総会で承認されなければならない。

(細則の決定)

第32条 本会規約の実施に関する細則は、必要に応じて運営委員会の審議を経て、会長がこれを定める。

<付 則>

この規約は1989年6月17日より実施する。

1991年	12月16日	一部改正	2011年	4月9日	一部改正
1996年	5月18日	一部改正	2012年	4月14日	一部改正
1997年	5月17日	一部改正	2013年	4月13日	一部改正
1999年	5月15日	一部改正	2013年	12月7日	一部改正
2000年	5月20日	一部改正	2014年	4月12日	一部改正
2001年	5月19日	一部改正	2015年	4月11日	一部改正
2002年	5月18日	一部改正	2016年	4月16日	一部改正
2003年	4月19日	一部改正	2017年	4月15日	一部改正
2004年	4月17日	一部改正	2018年	4月14日	一部改正
2005年	4月16日	一部改正	2019年	4月13日	一部改正
2006年	4月15日	一部改正	2020年	5月31日	一部改正
2007年	4月14日	一部改正	2023年	5月20日	一部改正
2008年	4月12日	一部改正	2024年	4月22日	一部改正
2009年	4月11日	一部改正			

<細 則>

◇ 規約第32条に基づき、次のような細則を設ける。

文書等の保存

各機関の活動に関する記録は、整理のうえ10年間保存するものとする。

- | | |
|----------|--------------|
| イ. PTA規約 | ロ. 総会議事録 |
| ハ. 会計帳簿 | ニ. PTAハンドブック |

規約運営にあたっての細則

- 第9条第1項、推薦委員会の設置は、運営委員会が発議し、その発足時期は第2回運営委員会以降とする。
- 第9条第2項については、次の通りとする。
 - 常設委員会（文化・広報・国際交流・ウェブサイト）から各1名の計4名
 - 教職員から1名
 - 学年委員会から、原則として学年毎に1名の計3名
◇なお、保護者側の現役員・監査は、推薦委員になることはできない。
- 推薦委員は、役員・監査候補になることができない。
- 推薦委員会は、全候補者が決まり次第、3月の運営委員会までに、役員・監査候補者名を報告する。ただし、新1年から選出した役員は総会にて報告する。
- 新1年生に割り当てられる者を除く役員・監査候補者は、全候補者が決まり次第、運営委員会の検討を経た上で総会前に、会員に発表されなければならない。
- 推薦委員会の活動は、総会をもって終了する。
- 第20条については、各委員会の構成は、次のようにする。

学年委員会、文化委員会、広報委員会、国際交流委員会およびウェブサイト委員会の委員は、各学級より1名以上ずつ選ぶ。さらに1～3学年までの委員が各委員会ごとに集まり、委員長1名、副委員長1～2名を互選する。
ただし、学年委員会については、委員長1名、他学年から副委員長各1名を選ぶ。
卒業対策委員会の委員は、3学年の各学級より1名以上ずつ選び、正・副委員長を互選する。
なお、これらの選出手続きは、できる限り早い時期に行う。
- 第21条第2項に関して、6条で定める役員で構成する役員会はPTAサークルの窓口を担当する。
ただし、サークル新設・廃止に関しては、役員会が提案し運営委員会の承認を得なければならない。
◇PTAサークルの会員は、PTA会員または元PTA会員で構成され、活動場所は各サークルで異なるので、役員会に確認する。
- 第28条に関して、運営委員会は、年度中間に各委員会等の予算執行状況の報告を求め、それに基づき、可能な範囲で補正措置をとる。（総会で承認を受けた予算案に計上された予算以外の支出は、役員会で協議し、運営委員会の承認を得るものとする。）
- 学年委員は、クラス懇談会等の運営にあたって、クラス選出の他の委員の協力を求めることができる。
- 本会への入会は原則として各年度9月末日を期限とする。
- 本会員とその子女は本会が企画運営する全ての活動に参加できる。
- 第27条に関しては、次に当てはまる家庭に対し保護者からの申し出によりPTA会費を減免する。
(1)生活保護受給世帯であること又は保護者全員の都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税(0円)であること。

桜陽祭収益金の扱い

1. 桜陽祭収益金（カフェ等）は特別会計の収入に組み入れ、支出の際はその都度運営委員会の承認を得る。ただし、国際グッズの仕入れに関しては事後に承認を得る場合もある。
2. 支出は第5条の目的のため、PTA活動費及び寄付に充てることとする。

個人情報の取り扱い

1. (個人情報の収集)

本会が必要に応じ会員、会員家族、生徒等に関する個人情報（以下「個人情報」という）を取得する場合には、利用目的の為に必要最小限の情報にとどめる。

2. (個人情報の取り扱い)

- (1) 本会が取得した個人情報の取り扱いについては、役員会、特別委員会・推薦委員会を含めた各委員会委員にその取り扱いの権限を与える。
- (2) 本会が取得した個人情報について本規約により取り扱いの権限を与えられた者は、取得した個人情報の内容を第三者に知らせ、または取得時の目的以外に使用しない。
- (3) 本会より個人情報の取り扱い権限を与えられた者は、退任または本会の脱会によりその権限を失うが、脱会後も本規約を遵守する。

3. (個人情報の管理)

取得目的での利用が終了した個人情報は、裁断破棄、データ消去等適切な処分を行う。

処分までの個人情報の管理・保管は、原則として学校内に設置するPTA用キャビネットでの施錠管理とする。電子データの場合は、収集した情報毎に管理責任者を決め、パスワードやアクセス制限をかけるなど適切な環境下に置き、必要以上に持ち歩かず、むやみにメール送信、またはコピーしない。

弔意規程

1. 本校PTAは、本規程により、弔意を表す。ただし運営委員会の協議により必要な場合には、本規程とは別に、弔意を表すことができる。
2. 弔意の規程は、下記の表による。

事 由	死 亡	入 院 (3 日以上)	そ の 他 (火事見舞い等)
生 徒	¥20,000	¥5,000	協 議
保 護 者	¥10,000		協 議

国際高校留学生受入れ支援規程

1. 主旨： 国際高校で受け入れる留学生が有意義な留学生生活を過ごす事が出来るように、教育資金の一部を支援し、国際交流に役立てる。
2. 支援金： 一人当たりの支給上限額を3万円とする。
3. 給付対象者： 原則として6ヶ月程度国際高校に留学生として在籍予定の者とする。
4. 支援項目： 体育着、遠足、芸術鑑賞会など学校行事への参加で、教育上有意義と運営委員会が認めたものとする。

<細 則>

- ・本規程の趣旨について、留学生受入れの際に、国際部を通して留学生及び留学生斡旋団体に周知させる。
- ・申請は定められた申請書により予め校長の助言を得て行う。
- ・現金での支援は原則的に行わない。
- ・制服については、出来る限りリサイクルを活用する。